

国際交流 サンタフェ中高生訪問団を受け入れるホストファミリーを募集します！

国際交流推進室（市役所3階） ☎32-2032

市では、平成9年から友好交流都市サンタフェ市（米国）との相互交流をしています。今年6月に、サンタフェ市から中高生の訪問団（生徒22人、引率者5人）が津山市に来て、日本の文化などを学び、市内の中高生などと交流を深めます。この滞在期間中にサンタフェ市の中高生を無償で受け入れてくださるホストファミリーを募集します。



平成28年の訪問団の様子

受入期間 6月4日(月)～10日(日)

提供すること 朝食と夕食の提供、市役所までの送迎

受入要件 次のすべてに当てはまる家族

- ①市内在住である
- ②家族構成が2人以上
- ③家族の中に小中学生がいる
- ④訪問団来日前からメールなどのやりとりができる

募集数 10家庭

申込方法 協働推進室に備え付けの申込用紙（市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し直接提出する

締め切り 5月2日(水)

※2人同時に受け入れできる人は、お知らせください
 ※来日する中高生の情報（性別やアレルギーの有無など）を考慮しながらホームステイ先を決めるため、応募いただいても希望に沿えないことがあります

サンタフェ市との交流の歴史

平成3年、日本で姉妹都市を探していたサンタフェ国際姉妹都市協会のモンド・セクター氏が国際親善都市連盟（東京）を訪問し、そこで人口規模・地理・歴史や津山国際総合音楽祭など文化によるまちづくりを進めていた「津山市」を紹介され、交流が始まりました。

以降、相互に訪問団の受け入れ、派遣を通じて活発に交流が進んでいます。昨年7月～8月には市内の中高生10人がサンタフェ市を訪問し、ホームステイをしながら文化などを学び交流を深めました。

ホストファミリー教えてQ&A

Q英語が話せないと受け入れできないの？

A外国語が話せなくても、受け入れできます。日本語のコミュニケーションで大丈夫です。

Q朝食と夕食の提供とあるが、特別な料理を作らないとダメなの？

A何か特別なものを作る必要はありません。普段の朝食や夕食で大丈夫です。

政策 津山市インターネットモニター募集

国際政策調整室 ☎32-2027

津山市インターネットモニターを追加募集しています。まだ、モニター登録をしていない人は、ぜひこの機会にご登録ください。

応募資格 次のすべてに当てはまる人

- ①市内在住の18歳以上
- ②インターネットやEメールを利用して日本語で回答できる
- ③津山市職員や津山市市議会議員でない

応募方法 市ホームページから申し込む

※モニター登録し、アンケート調査にご協力をいただいた人へ、謝礼として公共施設などの無料利用券を進呈します

過去に実施したアンケート

- ・津山市第5次総合計画の取り組みに対する満足度調査



津山市インターネットモニター

検索

教育 小中学校就学援助制度をご利用ください

国際学校教育課（市役所東庁舎2階） ☎32-2116

市では、経済的な理由により小中学校に通う子どもの就学に困っていて、援助を希望する保護者に対し、就学のために必要な経費の一部を援助しています。

【認定要件】

津山市内に住所を有する児童・生徒の保護者が、次のいずれかの要件に該当し、援助の必要があると認められたとき

- ①生活保護（教育扶助）を受けている人
- ②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている人（下記：例）
 - ・市民税が非課税または均等割のみ課税されている
 - ・国民年金の保険料が全額免除されている
 - ・児童扶養手当を受給している

【援助内容】



新入学児童生徒学用品費
（1年生で当初認定者のみ）

学用品費

修学旅行費

給食費 など

※県立・私立・市外の小中学校に通学中の人は、支給費目が異なります

※このほかにも認定となる要件があります。申込方法など、詳しくは在籍学校または津山市教育委員会（学校教育課）へご相談ください

年金 国民年金保険料の改定

国際保険年金課国民年金係（市役所1階7番窓口） ☎32-2072、各支所・出張所担当課
 津山年金事務所（田町） ☎31-2360

保険料（平成30年度：月額） 16,340円

現金納付での前払いの場合

- ◆2年前前払い保険料=378,580円（14,420円割引き）
- ◆1年前前払い保険料=192,600円（3,480円割引き）
- ◆6カ月前前払い保険料=97,240円（800円割引き）

支払方法

4月上旬に日本年金機構が送付する納付書でお支払いください。2年前前払いを希望する人は別途申請が必要です。

一部免除制度

- 経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合には、保険料の支払いが免除される制度があります。月額額は次のとおりです。
- ◆4分の1免除（4分の3納付）=12,260円
 - ◆半額免除（2分の1納付）=8,170円
 - ◆4分の3免除（4分の1納付）=4,090円

健康保険 交通事故などが原因のケガは届け出が必要

国際保険年金課（市役所1階9番窓口） ☎32-2071

交通事故など、本人以外の行為によって治療を受けた場合の治療費は、加害者と被害者双方が過失割合に応じて負担します。健康保険を使って次のような原因による治療を受けた時は、必ず届け出てください。

- ・相手方のある交通事故
- ・けんかなどによるけが
- ・他の家の犬にかまれた
- ・飲食店などでの食中毒
- ・その他の第三者の行為によるけがや病気



届出先 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人は保険年金課または各支所・出張所担当課、その他の健康保険に加入している人は加入している健康保険の窓口

持ってくるもの 健康保険証、印鑑（スタンプ印不可）、交通事故の場合は事故証明書

※届け出が無いけがなどの治療は、その原因を問い合わせることがあります